三

分野　事業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　九一一一　職業紹介
ＪＳＩＣ　九一二一　労働者派遣業
関連する義務
政府の段階
措置　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
中央政府
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の三
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章
港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要　１　日本国内の企業に対して次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。
(a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービス及び船員職業紹介サービスを含む。）
(b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）
２　職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

四

分野　回収代行のサービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業、金融附帯業
ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階
措置　中央政府
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要　１　法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であるものであり、かつ、日本国内に事務所を設置しているものでなければならない。
２　いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

五

分野　建設業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業
ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。）
ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
関連する義務
市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階
措置　中央政府
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
国境を越えるサービスの貿易
概要　１　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
２　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

六

分野　流通サービス
小分野
産業分類　アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス
ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業
ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階
中央政府
措置　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、これらの小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（酒税法第十条第十一号）。

七

分野　流通サービス
小分野
産業分類　公共卸売市場において提供される卸売サービス
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階
中央政府
措置　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第九条、第十条、第十五条、第十七条及び第三十三条
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するために、中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合には、公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。

八

分野　教育及び学習支援業
小分野
産業分類　高等教育サービス
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階
中央政府
措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
１　日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供することを要求される。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。
２　「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。
３　「学校法人」とは、日本国の法令に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

九

分野　金融サービス
小分野
産業分類　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）
ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業